

教員の職の在り方に関する基本的な考え方について (学校教育法等改正への対応)

平成18年 6月15日
人 事 委 員 会

1. 背景

大学の教員組織の在り方については、中央教育審議会大学分科会：大学の教員組織の在り方に関する検討委員会での審議を経て、平成17年1月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」において提言が行われた。

これを受けて、同年7月に学校教育法が改正され、「准教授」、「助教」の職の新設と「助手」の職務の見直しが行われるとともに、平成18年3月には大学設置基準が改正され、講座制・学科目制に関する諸規定が削除されたことにより、具体的な教員組織については、各教員の役割分担及び組織的な連携体制を確保し、かつ、教育研究上の責任体制が明確になるように各大学において編制することとされたもので、いずれも平成19年4月1日の施行となっている。

これら学校教育法等改正の趣旨を踏まえ、人事委員会では、本学教員の職の在り方に関する学内制度の整備に向けた検討を進め、この度、その基本的な考え方を取りまとめたものである。

2. 検討の経緯等

平成18年4月12日開催の人事委員会で、今回の学校教育法等改正の趣旨、内容等について確認するとともに、課題の抽出、整理を行い、次の事項について計3回にわたり議論を重ねた上で、平成18年6月15日開催の人事委員会において、教員の職の在り方に関する基本的な考え方を取りまとめるに至った。

本学に設置する教員の職種、職務内容
各職種の資格要件
各職種の処遇
現職者の取扱い
その他

3. 基本的な考え方

(1) 本学(附属学校園を除く。)に設置する教員の職種

本学に設置する教員の職種は、当面、「教授」、「准教授」、「講師」、「助教」及び新「助手」とする。

ただし、新「助手」については、教育研究の活性化及び若手教員育成の観点から、新規雇用による配置は行わないこととし、将来的には、新「助手」の職種を廃止する。

(参考：平成18年5月1日現在の教員及び教務職員の数

教授223名、助教授188名、講師94名、助手198名、教務職員5名)

【課題】

新「助手」の資格については、大学設置基準上の規定に変更はないものの、職務内容が教育研究の補助と位置付けられていることから、「教員」の枠外とすることも考えられるが、これについては他の国立大学の取扱いも参考としつつ、慎重な検討が必要である。

(2) 職務内容

「教授」、「准教授」、「講師」、「助教」及び新「助手」それぞれの職務内容は、学校教育法の規定に定めるところによる。

「教授」、「准教授」、「講師」、「助教」については、「学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」ことを基本とする。

新「助手」の職務については、「教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する」とされており、専門的な知識、技術に基づいて教育研究を直接補助することを主たる職務とすることが適当とされている。具体的には、講義、演習、実験、実習の補助や研究補助などがあげられるが、教育研究分野の特性に応じた業務が加わることが予想される。

【課題】

「助教」をはじめとして、各職種の具体的な在り方（教育・研究の場における関係・役割、担当する授業、教授会への参加、自立性・自主性の確保等）については、各部局において検討を行う必要がある。

また、大学院に係る授業担当の可否についても検討が必要である。

(3) 資格

「教授」、「准教授」、「講師」、「助教」及び新「助手」それぞれの資格については、大学設置基準に定めるところによるものとする。

(参考)

大学設置基準の改正においては、「准教授」の資格については「助教授」の名称変更として、「教授」、「講師」及び新「助手」については従前どおり規定されている。なお、「助教」については、新たにその資格が規定された。

【課題】

今後、大学設置基準の改正を踏まえて、本学の教員選考基準及び各部局の教員選考要項等を見直し、これに基づき教員の選考を行うことが必要である。

(4) 定年

「教授」、「准教授」、「講師」及び「助教」の定年は、現行の本学教員の定年と同じ65歳とする。

【課題】

現行の「助手」の定年は65歳であるが、新「助手」と類似の職務を行っている教務職員（定年60歳）として現に在職している者が、新「助手」に異動することが考えられるため、該当者の定年の取扱いと絡めて検討することが必要である。

(5) 給与

「教授」、「准教授」、「講師」、「助教」の給与については、いずれも教育職（一）俸給表の適用とし、それぞれ5級、4級、3級、2級に格付けする。

また、新「助手」の給与については、教育職（一）俸給表の1級に格付けするものとする。

【課題】

新「助手」を1級に格付けした場合の初任給の決定方法、現給保障等の措置について検討が必要である。また、「助教」が大学院の授業を担当する場合の俸給の調整額の取扱いについても、今後検討する。

（6）勤務時間

勤務時間の取扱いについては、特に変更しない。

【課題】

裁量労働制については、「助教」にも適用が可能と思われる。

また、新「助手」については、職務内容が教育研究の補助とされたことから、現行の厚生労働省令によると裁量労働制の適用は不可と思われるが、今後、同省令が改正された場合には、裁量労働制の適用が可能となることも考えられる。

なお、裁量労働制が適用された者には、現在と同様に、入試業務等の例外を除き、時間外労働の規定の適用が除外されることとなる（深夜・休日労働の規定については適用）。

（7）任期

現在、任期を付しての教員の雇用は、大学の教員等の任期に関する法律（以下「教員任期法」という。）又は労働基準法の規定に基づき行っている。

現在、任期を付して雇用している者の職種が変更となる場合については、基本的に、残りの任期を引き継ぐものとする。

【課題】

教員任期法の改正（平成19年4月1日施行）により、「助教」に任期を付して雇用することができることとなるが、一律的導入については、教員の流動性、キャリアパス、人材確保への影響等を総合的に勘案して、慎重に検討を進める必要がある。

（8）現職者の取扱い

「教授」、「助教授」及び「講師」

「教授」、「助教授」及び「講師」については、それぞれ「教授」、「准教授」及び「講師」に移行させるものとする。定員についても同様に移行させる。

「助手」

「助手」については、その資格、職務内容等に基づき、「助教」又は新「助手」に移行させるものとする。

なお、「助教」は、授業や研究指導又は研究に従事する職種であることから、「助教」への移行に当たっては、教員の選考基準等に基づき厳正な資格審査を実施することとする。

また、新「助手」の資格については、改正後の大学設置基準においても、現行の「助手」の資格から特段の変更はなく、また、従来 of 職務の範囲内の業務を行う職種であることから、現行の「助手」から新「助手」となる者については、特段の審査は行わないものとする。

この措置に伴い、現在の「助手」定員は、「助教」定員に移行させるものとする。

「教務職員」

「教務職員」は原則として廃止するものとし、在職者について厳正な資格審査を行った

上で、「助教」又は新「助手」に移行させるものとする。

また、現在の「教務職員」定員は、「助教」定員に移行させるものとする。

「教室系技術職員」

「教室系技術職員」については、現行のとおりとする。

経過措置等

職種の移行については、該当職員へ十分に説明を行い、合意を得て行うことが必要である。

【課題】

現行の定員の移行については、人件費を考慮して慎重に判断する必要がある。

職種の移行に伴い、給与面等で不利益となる場合は、現給保障等何らかの経過措置を講ずることを考慮するとともに、移行該当者に充分説明した上で、合意を得て行うものとする。

4．学内合意の形成

人事委員会では、上述の考え方を基本として、今後も教員の職の在り方についてさらに検討を進めることとしているが、並行して、教育研究評議会、他の常置委員会、各部局の教授会等においても、講座制、学科目制に代わる教員組織、教員の役割分担等について検討が行われ、全学的な合意の下に新しい教員組織が構築されることを期待するものである。